

第3章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

1. 海岸保全施設の新設又は改良しようとする区域

1.1 整備対象海岸の区分

海岸保全施設の整備対象海岸は、「第2章 2. 海岸の防護に関する事項 2.1.2防護水準」で定めた、津波・高潮等、侵食からの防護水準に対し、現時点で防護機能の向上が必要とされる海岸とし、その区分に当たっては、現在、各海岸管理者が区分する地区海岸とする。

1.2 整備対象海岸の選定

海岸保全施設の整備対象海岸の選定については、各海岸管理者が区分する地区海岸毎に防護、環境、利用の観点からの必要性を検討し、整備が要請される海岸とする。

2. 海岸保全施設の種類、規模及び配置等

2.1 海岸保全施設の選定

三陸南沿岸の整備対象海岸での整備内容と種類については、海岸の現状を踏まえて展開する施策によって定めるものとし、整備箇所整理表に示すとおりとする。

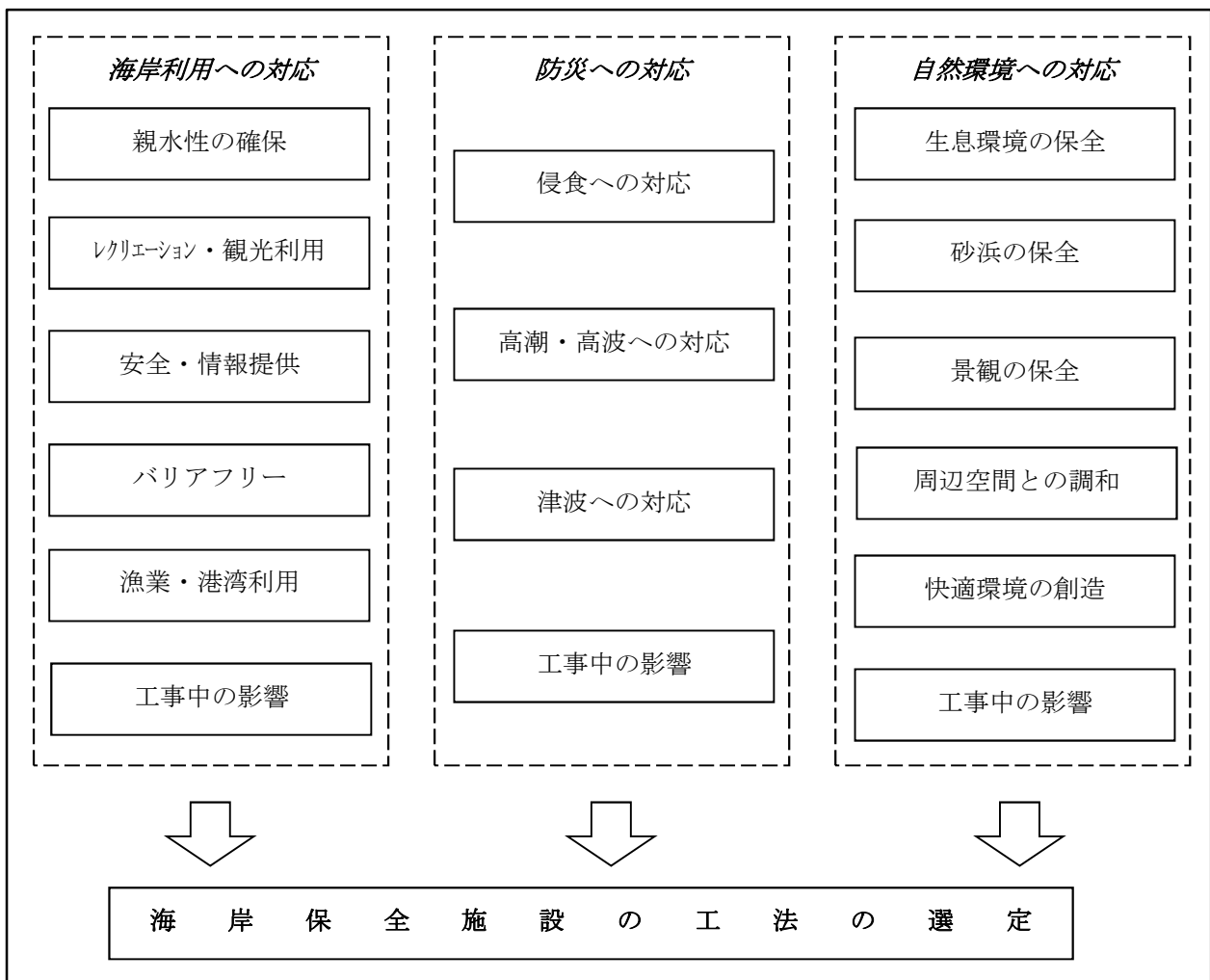
整備箇所整理表は、長期的な観点から海岸管理者が実施する各海岸の整備内容と施設の種類を導くための整理表であり、表の項目の配列そのものが検討のプロセスとなるように配慮している。これによって、海岸毎に当面の対処が終了後、この表のプロセスで再度海岸を見据えることで、その時点での状況に合った施策と整備の展開を図る。

なお、「海岸で特に必要な観点」については、防護、環境、利用の3つの面を全て配慮するものの、海岸の特性や今後の位置づけを踏まえた場合に強く求められる観点を表すものとする。

2.2 海岸保全施設の選定

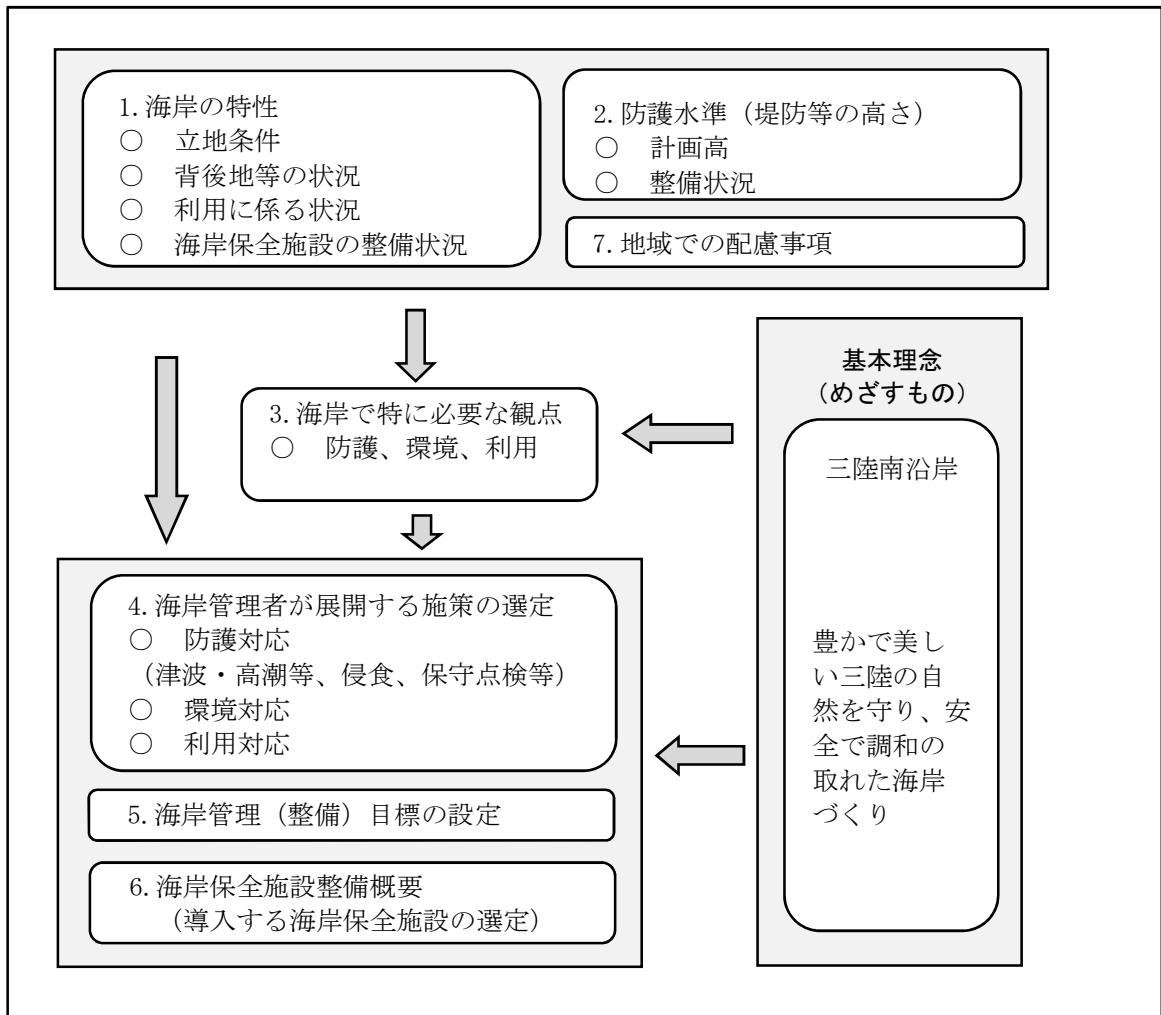
各海岸保全施設は、それぞれの特徴があり、防災上の得られる効果、自然環境・海岸利用に与える効果・影響、施工期間、費用等が異なることから設置地点の海岸特性に充分配慮して選定することとする。また、複数の海岸保全施設を面的な広がりをもって適切に配置することにより、波浪等の外力を沖合から徐々に弱めながら防護するとともに、良好な海岸空間を形成する「面的防護方式」についても適切に取り入れることとする。

なお、海岸保全施設については、調査・研究により新工法も提案されつつあることから、それらの特性も十分に把握しながら、総合的に最適な工法を選択することとする。



海岸保全施設の選定フロー

□ 整備箇所整理表の考え方



- 海岸の特性、防護水準、海岸での配慮事項を確認・把握する。
- 基本理念（めざすもの）に基づき、防護、環境、利用の3つの面を全て配慮するものの、海岸の現状や今後の位置づけに応じて「海岸で特に必要とされる観点」を設定する。
- 以上を踏まえて、海岸管理者が展開する施策、海岸管理（整備）目標、海岸保全施設の整備を設定し、展開していく。
- ◆ 以上の流れによって適宜海岸の姿を見据えていく。
また、その都度の適正な施策を選定しつつ海岸づくりを進めていく。

2.3 施設の規模、配置

三陸南沿岸の各海岸における海岸保全施設の規模、配置については、施設整備計画図として以下の内容によって整理する。

□ 施設整備計画図での整理内容と表現

整理内容	表現
○ 海岸保全施設を整備しようとする区域	海岸の範囲を表示
○ 海岸保全施設の種類	丸付き文字で表示
○ // の規模及び配置	範囲、位置を線で表示

3. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

三陸南沿岸の各海岸における海岸保全施設の維持又は修繕については、地域の安全・安心のために以下の管理内容を基本として実施するとともに、海岸利用形態に応じた配慮事項を整備箇所整理表において整理する。また、隣接する海岸においては、各所管海岸管理者間で調整を行い、適切な管理に努める。

□ 施設毎の管理内容

施設	内容
土木構造物 堤防、護岸、離岸堤、 突堤、胸壁	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び 5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・ 修繕を行う。
砂浜	日常巡視を実施し、砂浜の地形変化状況を監視する。
機械・電気設備を含む施設 水門(樋門)等	施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等 を良好な状態に保つよう、操作規則等に従い、定期 的に点検・整備を行う。

4. 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

三陸南沿岸の各海岸における受益地域については、施設整備計画図に整理し、また、受益の地域及びその状況についても、別表計画事項として巻末に整理する。

□ 施設整備計画図での整理表現

整理内容	表現
○ 海岸保全施設による受益の地域	範囲を面で表示

※受益の地域：海岸堤防の計画堤防高で守られる範囲
(背後の地盤高が計画堤防高以下となる地域)